

令和7年度
土庄町植物栽培システム研究所
使用者募集要項

令和7年4月
土庄町農林水産課

土庄町植物栽培システム研究所使用者募集要項

1 趣旨

土庄町では、地方創生の新たな挑戦として、地域産業の活性化と健康・長寿の実現に取り組んでいます。

健康・長寿の実現に大きく関連する「食」と「農業」分野において注目されている「植物工場」は、気候変動に影響されず安定して高機能の農作物を提供できることから、近年、産業化が進んでいますが、経営面で大きな課題を抱えています。

そこで、町では世界最高水準の研究機関である理化学研究所と連携し、植物工場の新しい未来を創造する研究拠点施設を平成 29 年 12 月に開所しました。開所後は、土庄町の運営の元、植物工場・植物栽培システムの開発による科学的根拠に基づき得られた知見から、地域産業の活性化を促進し、令和 2 年度から植物工場の民間展開を実施しております。

この度、引き続き地方創生の新たな挑戦として、地域産業の活性化を具体化し、健康・長寿の実現するため、この植物工場を使用させていただき事業者を募集します。

2 公募する植物工場

(1) 施設概要等

ア 施設概要

項目	内容
名称	土庄町植物栽培システム研究所
設置・管理者	土庄町
所在地	香川県小豆郡土庄町甲 3952 番地 1

① 工場

構造・面積	栽培施設：鉄骨造平屋建て（建築面積、延床面積いずれも 331.31 ㎡） 機 械 室：鉄骨造平屋建て（建築面積、延床面積いずれも 7.60 ㎡）
特徴	閉鎖型人工光を用いた水耕栽培 約 500 株／日の生産が可能（リーフレタスの場合） ※品質目標及び栽培条件等により変わるため、生産数を保証するものではありません。
主な施設	主な部屋：玄関ホール、ロッカー室、入室準備室（エアシャワー）、 作業室、収穫梱包室、栽培室 空 調：上記の部屋には冷暖房完備 【栽培室内】 棚：播種棚 2 台、育苗棚 2 列 6 段、育成棚 6 列 6 段 人 工 光：播種／育苗棚：白色 LED 育成棚：赤青型 LED 養 液：2 系統 そ の 他：光・温度・湿度・CO ₂ 等は人工的に制御

② 事務スペース等

構造・面積	鉄筋コンクリート造2階建て（床面積1階 153.0㎡ 2階 151.49㎡） ※平成29年に既存建屋を内部改修
主な施設	1階 事務スペース、会議室（大型冷蔵庫設置、冷暖房完備）、トイレ、洗濯室 2階 大会議室（冷暖房完備）、トイレ、給湯室

イ 使用料（月額）

対象事業者	使用料（月額）
①土庄町内に本店又は主たる事務所を有する事業者	使用開始後3年間は無料 上記以降は②と同じ
②小豆島内に本店又は主たる事務所を有する事業者 （①に該当する事業者を除く）	20,000円
③香川県内に本店又は主たる事務所を有する事業者 （①及び②に該当する事業者を除く）	30,000円
④香川県外に本店又は主たる事務所を有する事業者	40,000円

ウ その他使用者負担

- ① 土庄町植物栽培システム研究所内で使用する電気料、水道料、電話料、保守点検料等
- ② 人件費、材料費等、植物の栽培に要する経費
- ③ 施設の改造に要する経費
- ④ 簡易な修繕費用
- ⑤ （必要な場合）理化学研究所への研究委託料
- ⑥ その他施設の維持管理に要する経費

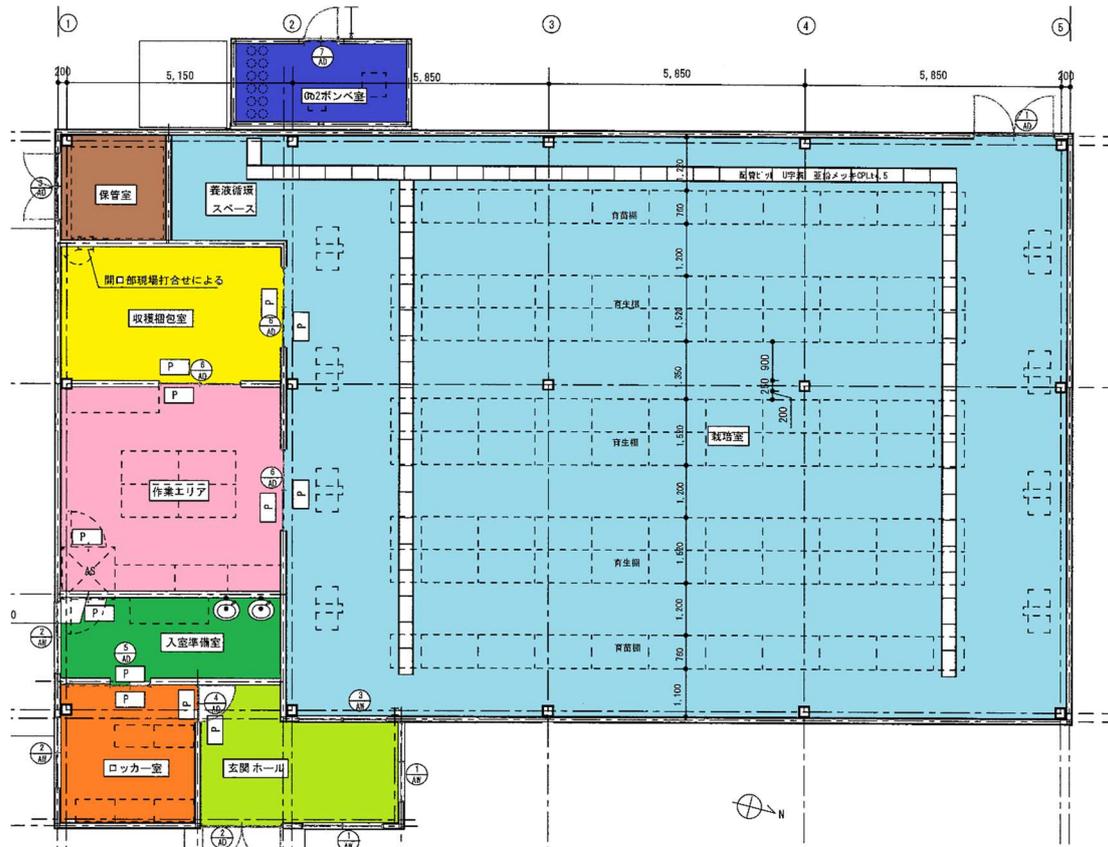
土庄町と使用者との経費の分担（リスク分担）は原則として次のとおりとします。

リスク項目	リスク内容	負担者	
		土庄町	使用者
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令の改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	施設使用に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる工場使用の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う工場使用の中断	協議事項	
施設等の損傷等による修繕、工場使用の中断	使用者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用の増加及びそれに伴う工場使用の中断		○
	使用者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件50万円以上のもの	協議事項	
	使用者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件50万円未満のもの		○
	使用者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う工場使用の中断等	協議事項	
第三者への賠償	使用者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	

※当工場は、クリーンルームではないため、虫（トビムシ）等が発生した経緯があります。また、開所してから数年が経過しており、設備の経年劣化やメンテナンスの必要性があることをご理解いただいた上でご応募ください。

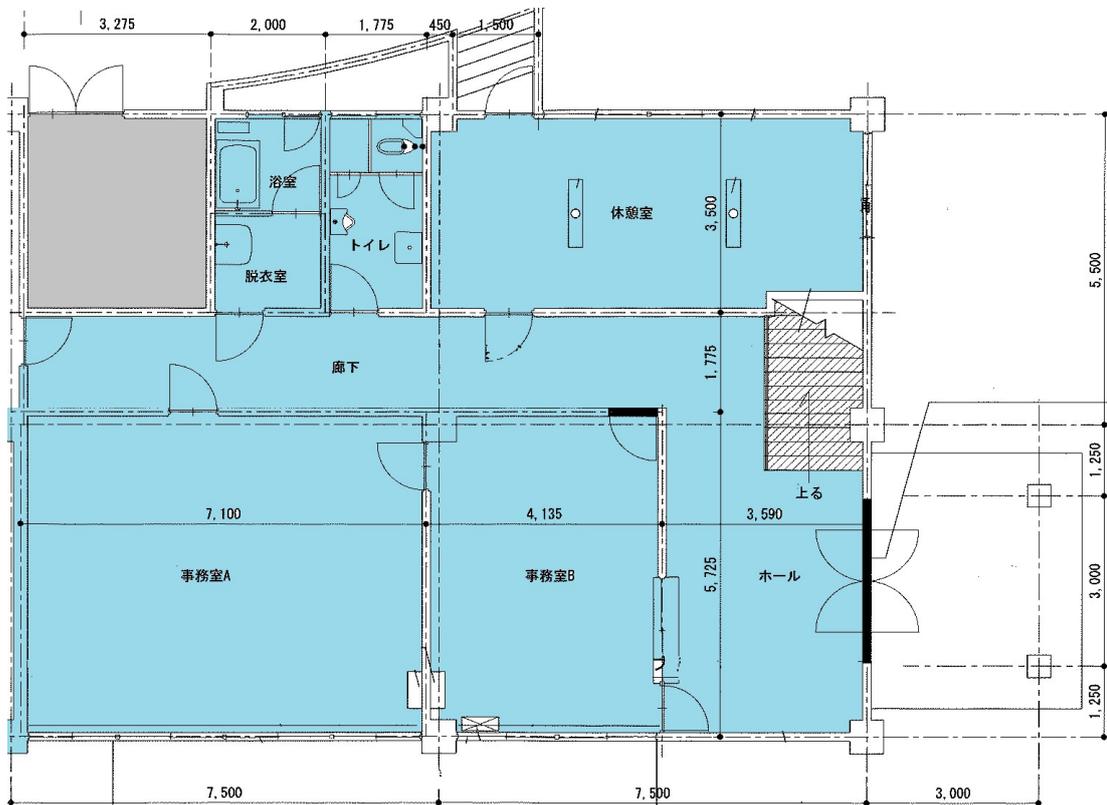
(2) 施設平面図

①工場

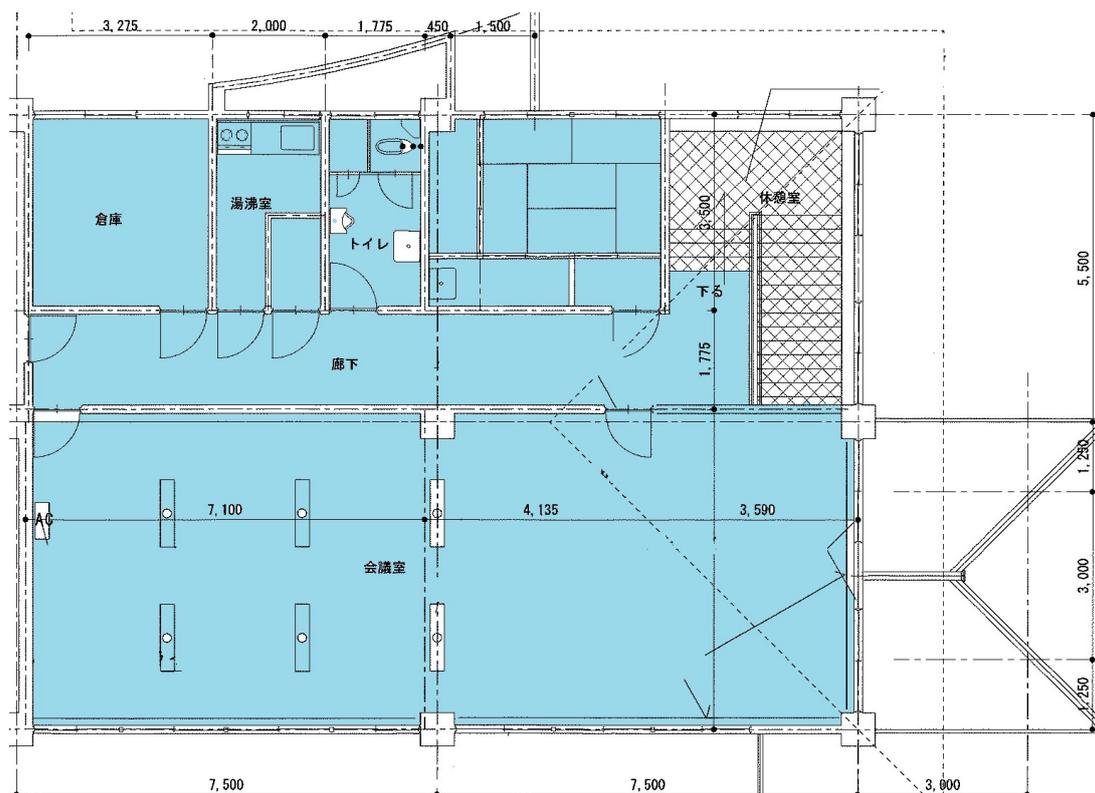


②事務スペース等

1階



2階



(3) 主な使用条件

- ・ 施設改造を行うときは事前に承認を得ること
- ・ 施設を破損・損失した場合は、原状回復または賠償をすること
- ・ 公害防止等の環境保全に努めること
- ・ 施設の転貸は、行わないこと
- ・ 毎年度、指定する日までに半期ごとの事業の実施状況について町長に報告すること
- ・ 当工場に視察等の要請があった場合、土庄町に報告すること。また、土庄町が行う視察等の受け入れに協力すること
- ・ 土庄町から提供のあったデータや当工場の施設設備等の情報について、土庄町と秘密保持契約を締結すること
- ・ 使用料を3月以上滞納した場合は、使用承認を取り消す場合があること
- ・ 当工場を使用しての事業を1年間以上実施すること
- ・ 工場の保守メンテナンスは1年間に2回行い、最低1回は土庄町の指定するメンテナンス業者を使用すること

3 使用の利点

- ア 土地及び設備等のインシヤルコストを抑制し、速やかに事業を開始することができます。
- イ 当工場で研究・実証を行っている理化学研究所及び理化学研究所関連企業との連携が可能です。 ※内容により有償となります。
- ウ 町で生産する産品としてふるさと納税返礼品等の登録が可能です。
- エ 土庄町と包括協定を結んでいる大学等への連携も想定されます。
- オ 町や提携する市町村のイベント等において広報活動を行い販売拡大の手伝いをします。
- カ 国や県等の支援策について、情報を随時紹介します。
- キ 小豆島最大の港である土庄港から近く、アクセスが良好です。

4 公募について

- (1) 対象施設 土庄町植物栽培システム研究所（工場、事務スペース等）
- (2) 仕様等 「2（1）施設概要等」、「2（2）施設平面図」を参照
- (3) 受付期間 随時（現地見学も受け付けます。）
- (4) 受付時間 月曜から金曜まで（祝日を除く）9時から17時
- (5) 申込方法 上記期間内に必要書類（「4（12）必要書類と必要部数」参照）を郵送または持参にて提出
- (6) 提出先 「4（16）提出先、問合せ先」を参照
- (7) 利用開始日 使用メンテナンス後 適時開始
- (8) 使用期間 1年更新
- (9) 応募の条件

次のアからクまでの全てを満たす者とします。

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）。個人での応募はできません。
- イ 土庄町植物栽培システム研究所を使って植物を栽培し、ビジネス展開に取り組む事業者であること
- ウ 業務責任者を設置していること
- エ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）又は地方税に未納がないこと
- オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- ク 次の①から⑦のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - ② 個人又は法人等の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下

同じ。)である者

- ③ 法人等の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- ⑤ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

ケ 事業の趣旨や使用条件等を十分に理解し、町と良好な関係を構築できる者

(10) 質問の受付

ア 受付期間

随時募集しています。

イ 提出方法

質問事項を記入のうえ、FAX 及び電子メールにて添付して提出してください。

口頭及び電話での質問はお受けできません。

回答は適宜行います。ただし、質問内容によっては回答までに時間がかかる場合があります。

※質問及び回答は土庄町ホームページに掲載いたします。

ウ 提出先

土庄町農林水産課

FAX 0879-62-2400

E-mail nousui@town.tonosho.lg.jp

(11) 必要書類と必要部数（第1次審査）

ア 事業概要書（別記様式） 7 部（正本1部、写6部）

イ 会社概要（パンフレット等） 7 部

ウ 直近2期の決算報告書 1部

エ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに地方税の滞納がないことを証明する書類 ※納税証明書、完納証明書等 各1部

カ 法人登記事項全部証明書 1部

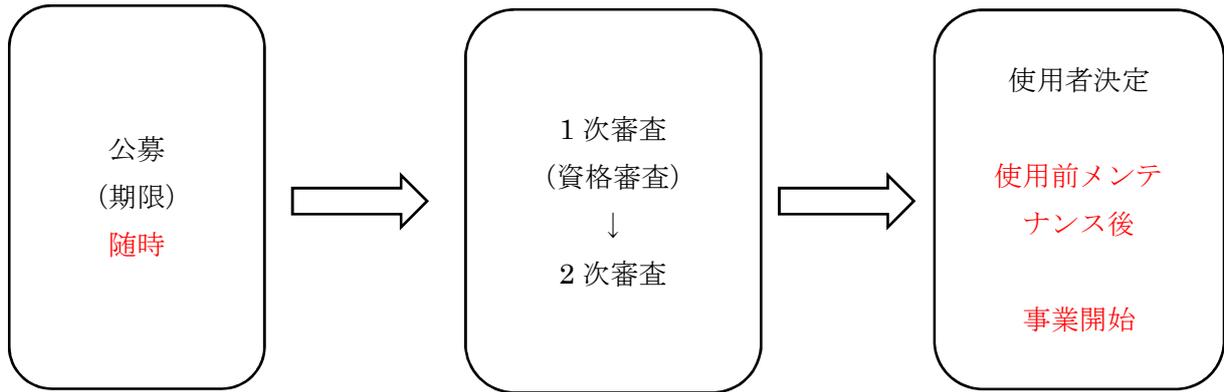
(12) 様式等の入手先

下記からダウンロードしてください。

土庄町のホームページ

https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/sangyo/norin_suisan/2/2171.html

(13) スケジュール及び審査方法



ア 審査方法

- ① 応募の適格性について一次審査（資格審査）を行い、二次審査の対象者を選定します。
- ② 二次審査は、審査委員会において使用者を1団体選定します。

イ 審査基準

次の点を総合的に評価します。

- ① 目的及び内容の実現可能性
- ② 地域産業への寄与度、期待される経済的な効果
- ③ 事業の継続や発展的な展開の見込み
- ④ 健康増進への効果

【審査項目及び配点】

項目	審査のポイント	配点
実現性	現実的に実施できる事業計画になっているか	20
地域性	地域産業を推進するものになっているか	20
継続性	事業継続の見込みはあるか	20
将来性	事業の発展的な展開があるか	20
健康増進	健康増進を推進するものになっているか	20

ウ 二次審査（プレゼン・ヒアリング審査）実施時期

実施時期 適時実施

※二次審査対象者に対して、実施日時及び方法を電子メールにより通知します。

エ 審査結果の通知

審査結果は、応募者に電子メールで通知します。

なお、選定されなかった応募者の情報は、応募者の許可なく公表することはありません。

(14) その他の留意事項

- ア 応募及び二次審査への参加等に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却いたしません。
- ウ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません(町からの指摘による場合を除く)。
- エ 植物工場の使用にあたっては、条例等の規定に基づいて、改めて使用申請、許可等の正式手続きを行います。
- オ 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、必ず代表者・代表法人等を定めてください。(他の法人等は構成団体として取り扱います。) 応募に必要な資料提出後、代表法人等の変更及び構成法人等の追加は認めません。
- カ 応募1法人等について1提案とし、複数の提案はできません。(共同事業体の場合、1共同事業体について1提案とします。)
- キ 提出書類に虚偽の記載があった場合は審査から除外いたします。
- ク 使用者決定から使用までの期間に辞退があった場合は、次点の法人等に決定することがあります。
- ケ その他、本募集要項に拠らないものについては、別途審査委員会で決定するものとします。

(15) 提出先、問い合わせ先

土庄町農林水産課 担当：須藤英彦、 <u>笠井雅貴</u> 、渥美太輔 〒761-4192 香川県小豆郡土庄町湊崎甲 1400-2 電話番号：0879-62-7007 FAX：0879-62-2400 E-Mail：nousui@town.tonosho.lg.jp

別記様式

令和 年 月 日

土庄町長 殿

住所
法人名
代表者職氏名

土庄町植物栽培システム研究所使用者応募申込書

このことについて、事業概要書を添えて応募します。

(連絡先)

所属：

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

土庄町植物栽培システム研究所を使った事業概要書（団体概要）

項 目		内 容
名 称		
所在地		
代表者	ふりがな 氏名	
	住所	〒 ー
設立年月日		年 月 日
従業員数		
最近の活動状況		
事業実施体制		

※法人の定款又はそれに代わるものを添付してください。

土庄町植物栽培システム研究所を使った事業概要書（事業計画）

項 目	内 容
栽培する植物	
栽培する植物を活用した事業内容	
事業目的	
事業効果	
事業実施スケジュール	
日 程	項 目
事業の収支計画	